

非常勤役員退職慰労金規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人 下越総合健康開発センター（以下「センター」という。）非常勤役員の退職慰労金支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則において非常勤役員とは、新発田北蒲原医師会、村上市岩船郡医師会、新発田市歯科医師会、北蒲原郡歯科医師会、下越薬剤師会の外部団体から推薦され、評議員会で承認された理事、監事をいう。

(支給及び支給制限)

第3条 退職慰労金は、非常勤役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に支給する。

2 非常勤役員が退職した場合において、その者が退職の翌日再び非常勤役員となったときは、前項の規定にかかわらず当該退職に伴う退職慰労金は支給しない。

(退職慰労金の額)

第4条 前条の退職慰労金の額は、非常勤役員として在職期間中の職種に区分して当該職種別の基準額にそれぞれ在職月数を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の職種別基準額は、退職金支給事由の生じた日における報酬月額にそれぞれ25%を乗じて得た額とする。

(増 額)

第5条 代表理事は、理事会の承認を得て第4条により算出した退職慰労金の額に次の増額をすることができる。

(1) 功労加算

在職中特にその功績が顕著であったと認められるとき。

(2) 特別加算

公務上の傷病又は死亡、若しくはこれに類する理由により退職したとき。

2 前各号の加算額は、それぞれについて第4条により算出した額の50%以下とする。

(減 額)

第6条 代表理事は、特別の事情により必要と認めるときは、理事会の承認を得て第4条により算出した退職慰労金の額を減額することができる。

(在職月数の計算)

第7条 退職慰労金算定の基礎となる在職月数の計算は、非常勤役員となった日の属する月

から退職した日の属する月までの引き続いた月数による。

2 非常勤役員が退職した場合において、退職の翌日再び役員となったときは前項の規定による在職月数の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(委 任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年 7月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年 1月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。